

○ I C T ・ サービス関連企業進出事業費等補助金交付要綱

令和 5 年 3 月 31 日

告示第220号

静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）第22条の規定に基づき、I C T ・ サービス関連企業進出事業費等補助金交付要綱を次のように定める。

I C T ・ サービス関連企業進出事業費等補助金交付要綱

第 1 趣旨

知事は、企業誘致を促進するとともに、情報通信技術（以下「I C T」という。）に係る人材を確保し、もって雇用機会の創出、地域の産業の高度化及び地域経済の活性化に寄与するため、I C T ・ サービス関連企業進出事業を行う I C T ・ サービス関連企業及び高度 I C T 人材確保事業を行う I C T 企業に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第 2 定義

- (1) この要綱において「I C T ・ サービス関連企業進出事業」とは、次に掲げる事業をいう。
 - ア 新たに県内に設置した事業所に常勤の役員等（業務執行取締役（会社法（平成17年法律第86号）第2条第15号イに規定する業務執行取締役をいう。）、執行役、業務を執行する社員又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）又は常勤被雇用者（当該 I C T ・ サービス関連企業に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であって、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者であるものをいう。イにおいて同じ。）を1人以上置き、I C T ・ サービス関連業を行う事業
 - イ 県内の事業所（前年度に当該補助金の交付を受けたものに限る。）に常勤の役員等又は常勤被雇用者を1人以上置き、I C T ・ サービス関連業を行う事業
- (2) この要綱において「I C T ・ サービス関連企業」とは、県内において継続的に1年以上 I C T ・ サービス関連業を行う計画を有する法人（(1)のイに掲げる事業を行うものにあつては、県内に事業所を有しないものに限る。）をいう。
- (3) この要綱において「I C T ・ サービス関連業」とは、次のいずれかの産業に係る事業をいう。ただし、知事が別に定めるものを除く。
 - ア 統計法第28条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件（令和5年総務省告示第256号）日本標準産業分類（以下「日本標準産業分類」という。）の大分類に掲げる分類符号Gの情報通信業
 - イ 日本標準産業分類の大分類に掲げる分類符号Lの学術研究、専門・技術サービス業
 - ウ 日本標準産業分類の中分類に掲げる分類符号91の職業紹介・労働者派遣業
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、雇用機会の創出に資するものと知事が特に認める産業
- (4) この要綱において「高度 I C T 人材確保事業」とは、次に掲げる事業をいう。
 - ア 新たに県内に設置した事業所に高度 I C T 技術者を1人以上置き、I C T 活用サービス業を行う事業
 - イ 県内の事業所（過去に当該補助金の交付を受けたものに限る。）に高度 I C T 技術者を1人以上置

き、ICT活用サービス業を行う事業

- (5) この要綱において「ICT企業」とは、県内において継続的に3年以上ICT活用サービス業を行う計画を有する法人をいう。
- (6) この要綱において「ICT活用サービス業」とは、次のいずれかの産業に係る事業をいう。
- ア 日本標準産業分類の小分類に掲げる分類符号391のソフトウェア業
 - イ 日本標準産業分類の小分類に掲げる分類符号392の情報処理・提供サービス業
 - ウ 日本標準産業分類の小分類に掲げる分類符号401のインターネット附随サービス業
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、ICTを活用した地域経済の活性化に資するものと知事が特に認める産業
- (7) この要綱において「高度ICT技術者」とは、次に掲げる要件の全てに該当する者をいう。
- ア 次のいずれかに該当する者であること。
 - (7) 情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号）第9条第1項の情報処理安全確保支援士試験に合格した者
 - (イ) 情報処理の促進に関する法律施行規則（平成28年経済産業省令第102号）第3条第2項第3号に規定する高度試験のいずれかの試験に合格した者
 - (ウ) 知事が(7)又は(イ)に掲げる者と同等以上の高度な知識及び技術を有するものと認定した者
 - イ ICTに関する高度な知識及び技術を活用した業務に従事した経験を有する者であって、現に当該業務に従事しているもの又は従事する見込みがあるものであること。
 - ウ ICT企業の常勤の役員等又は常勤被雇用者（当該ICT企業に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であって、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者であるものをいう。）であること。
- (8) この要綱において「ICT交流拠点」とは、次に掲げる要件の全てに該当する場所をいう。
- ア 次のいずれかを目的とする場所であること。
 - (7) ICTに関する知識及び技術を有する者（以下「ICT技術者」という。）の交流の促進
 - (イ) ICT技術者以外の一般人のICTに対する理解の促進
 - イ 次のいずれかの用に供する場所であること。
 - (7) ICTに係る研究開発
 - (イ) ICTに係る物品の展示
 - (ウ) (7)及び(イ)に掲げるもののほか、ICT技術者の交流の促進又はICT技術者以外の一般人のICTに対する理解の促進に資するものと知事が特に認めるもの

第3 補助の対象及び補助率（額）

ICT・サービス関連企業進出事業にあつては別表第1、高度ICT人材確保事業にあつては別表第2に掲げるとおりとする。

第4 交付の申請

- (1) 提出書類 各1部
- ア 交付申請書（様式第1号）

イ 事業計画書（様式第2号）

ウ 収支予算書（様式第3号）

エ その他知事が必要と認める書類

(2) 提出期限

別に定める日まで

第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。

ア ICT・サービス関連企業進出事業から高度ICT人材確保事業への変更又は高度ICT人材確保事業からICT・サービス関連企業進出事業への変更をしようとする場合

イ 補助事業の内容の変更（事業量の20パーセント以下の変更を除く。）をしようとする場合

ウ 補助事業に要する経費の配分の変更（事業費の額の10パーセント以下の変更を除く。）をしようとする場合

エ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。

(3) 補助事業により効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間内において、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

(4) 知事の承認を受けて(3)の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

(5) 補助事業により効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

(6) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

第6 変更の承認申請

提出書類 各1部

ア 変更承認申請書（様式第4号）

イ 変更事業計画書（様式第2号）

ウ 変更収支予算書（様式第3号）

エ その他知事が必要と認める書類

第7 実績報告

(1) 提出書類 各1部

ア 実績報告書（様式第5号）

イ 事業実績書（様式第2号）

ウ 収支決算書（様式第3号）

エ その他知事が必要と認める書類

(2) 提出期限

事業完了の日から起算して40日を経過した日（第5の(1)のエにより補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知が到達した日から起算して40日を経過した日）又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月30日のいずれか早い日まで

第8 請求の手続

(1) 提出書類 1部

請求書（様式第6号）

(2) 提出期限

補助金交付確定通知書が到達した日から起算して10日を経過した日まで

第9 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（(1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金額から減額して報告すること。

(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（(1)又は(2)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第7号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 ICT・サービス関連企業進出事業

補助の対象		補助率（額）
区分	経費	
賃借料	事業所の建物の賃借料	左に掲げる経費の1月当たりの額に2分の1を乗じて得た額と300万円に12分の1を乗じて得た額とを比較して少ない方の額を基準額とし、当該基準額に当該年度における補助対象月数を乗じて得た額以内で、300万円を限度とする。
通信回線 使用料	インターネットの利用料	左に掲げる経費の1月当たりの額に2分の1を乗じて得た額と60万円に12分の1を乗じて得た額とを比較して少ない方の額を基準額とし、当該基準額に当該年度における補助対象月数を乗じて得た額以内で、60万円を限度とする。
改修費	事業所の建物を賃借する場合における当該建物の改修に要する経費（当該経費が100万円以上の場合に限る。）	左に掲げる経費に2分の1を乗じて得た額以内とし、150万円を限度とする。

備考 改修費については、当該補助金の交付の対象となる事業所において、過去に当該事業所の改修費に係る補助金の交付を受けていない場合に限り、補助の対象とする。

別表第2 高度ICT人材確保事業

補助の対象		補助率（額）
区分	経費	
賃借料	事業所の建物の賃借料	左に掲げる経費（ICT交流拠点に係る経費を除く。）の1月当たりの額に2分の1を乗じて得た額と300万円に12分の1を乗じて得た額とを比較して少ない方の額を基準額（以下「拠点以外の基準額」という。）とし、当該基準額に当該年度における補助対象月数を乗じて得た額以内で、300万円を限度とする。ただし、ICT交流拠点を整備する場合にあっては、左に掲げる経費のうちICT交流拠点に係る経費の1月当たりの額に3分の2を乗じて得た額に拠点以外の基準額を加えて得た額と400万円に12分の1を乗じて得た額とを比較して少ない方の額を基準額とし、当該基準額に当該年度における補助対象月数を乗じて得た額以内で、400万円を限度とする。
通信回線 使用料	インターネットの利用料	左に掲げる経費の1月当たりの額に2分の1を乗じて得た額と60万円に12分の1を乗じて得た額とを比較して少ない方の額を基準額とし、当該基準額に当該年度における補助対象月数を乗じて得た額以内で、60万円を限度とする。
人件費	高度ICT技術者の賃金又は報酬	左に掲げる経費の1月当たりの額と200万円に12分の1を乗じて得た額とを比較して少ない方の額を基準額とし、当該基準額に当該年度における補助対象月数を乗じて得た額以内で、200万円を限度とする。
改修費	事業所の建物を賃借する場合における当該建物の改修に要する経費（当該経費が100万円以上の場合に限る。）	左に掲げる経費（ICT交流拠点に係る経費を除く。）に2分の1を乗じて得た額（以下「拠点以外の補助額」という。）以内とし、150万円を限度とする。ただし、ICT交流拠点を整備する場合にあっては、左に掲げる経費のうちICT交流拠点に係る経費に3分の2を乗じて得た額に拠点以外の補助額を加えて得た額以内で、200万円を限度とする。

備考 改修費については、当該補助金の交付の対象となる事業所において、過去に当該事業所の改修費に係る補助金の交付を受けていない場合に限り、補助の対象とする。

様式第 1 号 (用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

I C T ・ サービス関連企業進出事業費等補助金交付申請書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地

名 称

代表者 氏 名

年度において 事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

交付申請額

金額 円

(補助金所要額) (補助金に係る消費税仕入控除税額等) (補助金額)

円 - 円 = 円

口座振替先 金融機関名
支店名
口座種別
口座番号
口座名義人 (カナ)

(注) 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

配置人数	計	人 ※当該事業所に配置する人数について記載すること。
常勤の役員等		人
常勤被雇用者		人 (うち正規雇用者数 人)
その他		人
常勤の役員等又は 常勤被雇用者のうち 高度 I C T 技術者		人
氏名		
保有資格		
業務実績		
従事する業務		
I C T 交流拠点	有 ・ 無	※該当するものを○で囲むこと。
目的		
用途		

(注) 変更事業計画書の場合は、変更前の内容を上段に括弧書きし、変更後の内容を下段に記載すること。

様式第3号（用紙 日本産業規格A4縦型）

収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）

1 収入の部

区 分	予 算 額 (変更予算額) (決 算 額)	(予 算 額)	比 較		備 考
			増	△減	
	円	円	円	円	
計					

2 支出の部

区 分	予 算 額 (変更予算額) (決 算 額)	(予 算 額)	比 較		備 考
			増	△減	
	円	円	円	円	
計					

様式第4号（用紙 日本産業規格A4縦型）

事業計画変更承認申請書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地

名 称

代表者 氏

名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた
の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

事業

1 計画変更の理由

2 変更の内容

（注） 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

様式第5号（用紙 日本産業規格A4縦型）

実績報告書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地

名 称

代表者 氏

名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた
が完了したので、関係書類を添えて報告します。

事業

（注） 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

様式第6号（用紙 日本産業規格A4縦型）

請求書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定を受けた
事業の補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地

名 称

代表者 氏

名

（注） 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

様式第7号（用紙 日本産業規格A4縦型）

消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地

名 称

代表者 氏

名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた
助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

事業の補

- | | | |
|------------------------------------|---|---|
| 1 補助金の確定額 | 金 | 円 |
| （ 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額） | | |
| 2 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3の額から2の額を差し引いた額） | 金 | 円 |

（注） 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名